

資料 1 動物取扱業の適正化

論点メモ

1 問題点等

届出規制が導入されてから約4年が経過したが、関係自治体による指導等が行われているにもかかわらず、依然として、不適切な飼養保管実態や近隣への迷惑問題の発生が見られる。このため、命あるものである動物を取扱う「プロ」であるべき動物取扱業の責任と役割のあり方に対する社会的な批判等が高まっている。主な問題点は次のとおりである。

現在の動物取扱業制度は、動物の健康・安全の保持の観点からする「飼養施設」の適正化を中心とした規制であることから、動物に関する知識・技術のない者による不適切な取扱いや販売が見過ごされている。また、鳴声・臭い等による近隣への迷惑被害等も発生しているが、適切な指導を行えない状況にある。

「日常的な動作を行うための十分な広さと空間を確保」等といったように、遵守すべき飼養保管基準の内容が定性的・抽象的であることから、遵守及び遵守指導がしにくいものになっている。

飼養保管施設を有していないことから動物取扱業の規制対象とならない新たな「業態」である「ネット販売などの仲介業」が増加しており、罹患動物の販売、不適切な輸送方法の選択による動物の衰弱や死亡等のトラブルが発生している。ペットブームを背景として、動物取扱業規制の対象業種（施設）である「販売・保管・貸出・訓練・展示の5業種」以外に、美容業や輸送業等の新たな「業種（施設）」が増加しており、不適切な取扱いによる衰弱や迷惑問題などのトラブルが発生している。

依然として、一部に未届出営業がある。とりわけ一般国民との接点が少ない繁殖業については、実態把握が困難であることも手伝って、未届出営業の割合が少なくないという指摘がなされている。

営業利益等に比して少額である罰金刑（30万円以内）しかなく、届出の履行や基準の遵守指導の強制力に乏しい。

< 具体例 >

不適切な飼養保管・販売実態の存在

自治体では年間約3千件の口頭指導（約1割の施設）

ペット販売の苦情増加 94年：約500件 03年：約1,500件

条例による動物取扱主任者等の必置規定

14自治体（ブーム（1兆円市場）に乗じた知識のない者の参入等を背景）

遵守指導をしにくい基準

年間約3千件の口頭指導実績があるが、勧告・命令は年間数件

規制対象とならない「ネット仲介業」等による不適切な販売実態の増大
インターネット等通信販売に係る苦情 94年：30件 03年：200件
美容業などの対象外業種による愛護・迷惑問題等の発生
5自治体が、条例により美容業を規制対象として追加
条例による罰則の上乗せ強化
違反行為者の氏名公表：4、営業停止：1、登録の拒否・取消し：3

< 現行制度の不備 >

施設の適正化を中心とした規制となっており、人的資格要件や販売方法等を指導できない。

基準の観点、動物の健康・安全の保持に限定されており、近隣への迷惑防止等の観点が抜けている。

基準の内容が定性的・抽象的であり、遵守及び遵守指導がしにくい。

動物を取扱っていても、飼養保管施設を有していない場合は規制の対象外となっており、指導監督ができない。

対象業種は、販売、保管、貸出、訓練、展示の5業種となっており、美容業や輸送業等は規制の対象外となっている。

届出済み証の掲示等の義務がないために、届出をしている合法的施設であるか否かが、一見して不明である。

2 対応策

上記の問題の解決を図るため、以下の措置を検討することが必要である。また、これらの措置を講じることができる適切な枠組みとするため、実態把握を主眼とした「届出制」を「登録制（許可制）」等に見られるような実効性の高い内容や形式とすることについての検討が必要である。

（1）動物取扱者の配置：

動物取扱者に必要な知識・技能を担保するため、動物取扱主任者（仮称）が配置されるようにすることについて。

（2）基準の拡充：

動物の愛護管理を総合的に図る観点から、危害・迷惑防止、販売方法等の観点も含めた飼養保管基準等を定めることについて。また、遵守及び遵守指導がしやすい基準とするため、その内容をより具体的なものにするについて。

（3）業態の拡大：

命あるものである動物を取扱う「プロ」に求められている社会的責任と役割を確保するため、飼養保管施設を有していない「ネット仲介業」等の業態についても、動物取扱業規制の対象に加えることについて。

(4) 対象業種 (施設) の拡大 :

動物の取扱量の多寡、問題の発生のおそれ等を踏まえて、「販売、保管、貸出、訓練及び展示」の5業種に加え、必要に応じて、輸送業、美容業等を追加することについて。

(5) 届出手続きの履行の推進 :

届出等の手続きをしている合法的施設であるかどうか、利用者が一見して分かるように、手続済み証の掲示を義務づけることについて。また、手続きをしない状態での違法営業をなくすために、違法営業業者との売買等を規制することについて。

(6) 罰則の強化 :

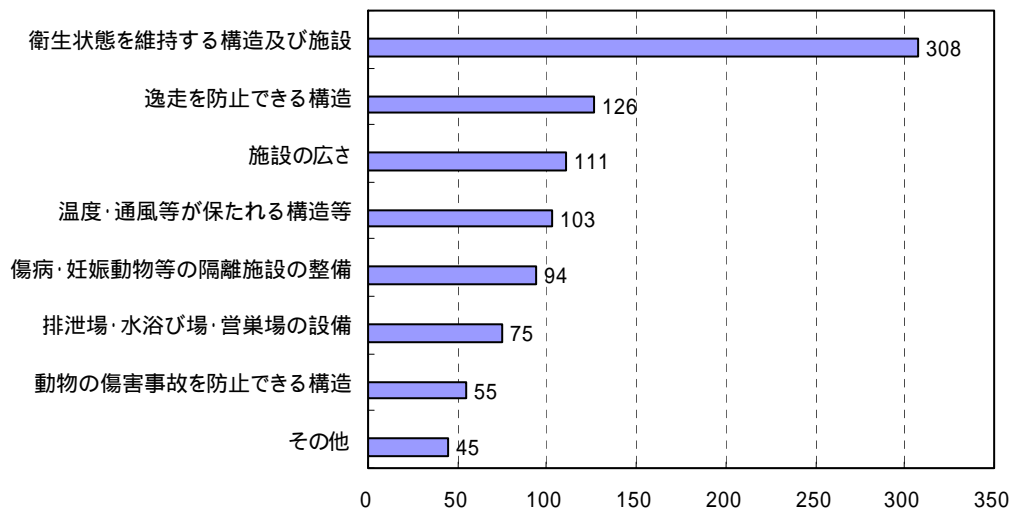
基準の遵守指導等の強制力を高めるため、罰金の引き上げ、氏名の公表、営業停止命令又はこれに準じた措置を講じることができるようにすることについて。

参考資料

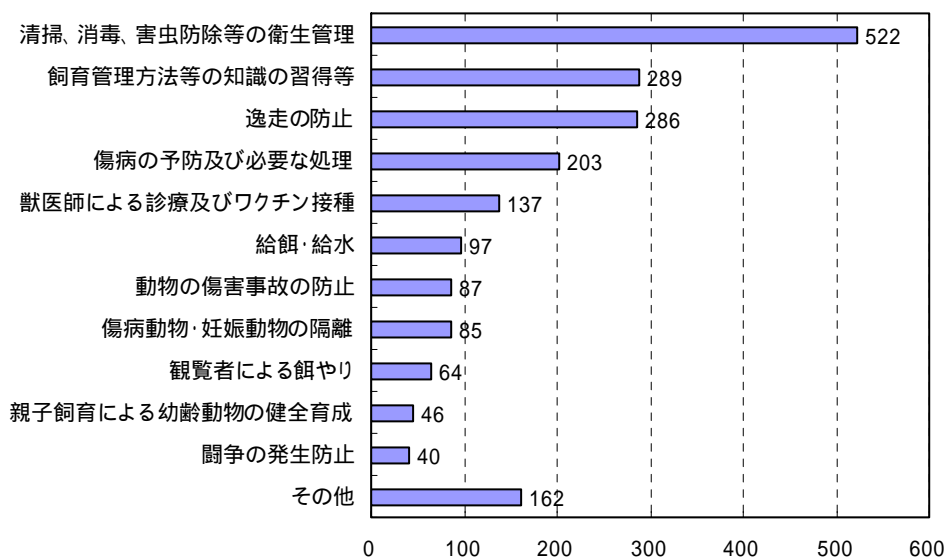
1 動物取扱業に関する問題事例等

平成14年度の都道府県等における口頭指導の実績は下記のとおりであり、延べ件数で2,935件、対象施設数は約1,500施設（推定）。勧告は4件、命令は1件であった。

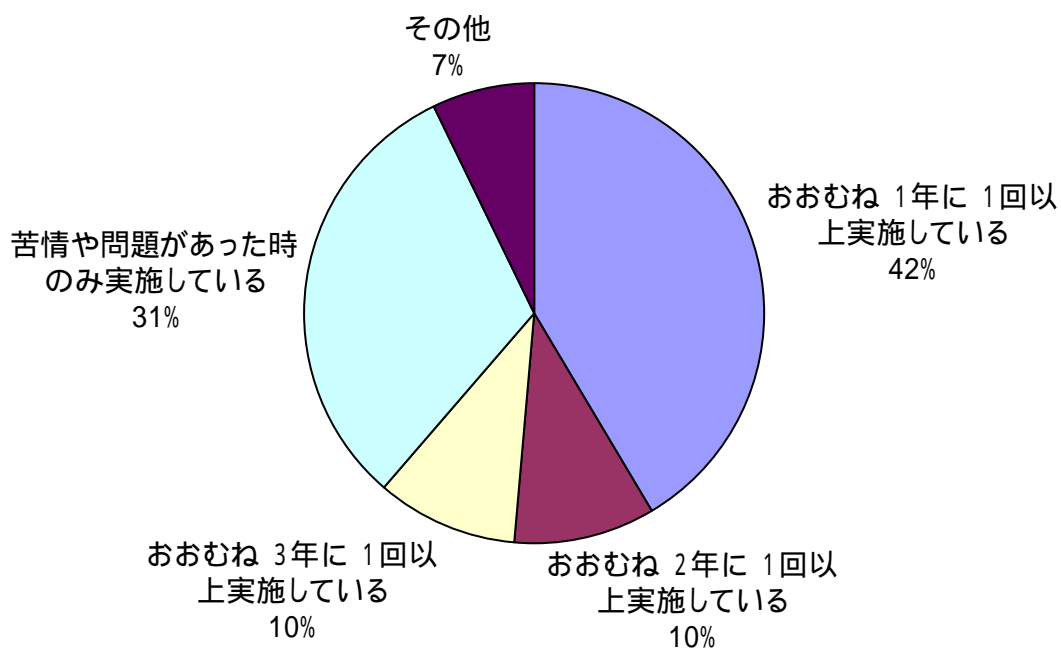
飼養施設の構造関係の基準の遵守指導（同一施設に対し複数項目の指導あり）



動物の管理方法関係の基準の遵守指導（同一施設に対し複数項目の指導あり）



都道府県等における立入り調査等の実施状況



動物取扱業規制は、社会全体における動物の適正な取扱いを確保する一助として、社会的影響力の大きい「業（個人的な利用を除外）」に着目して設けられた規制である。平成11年の法改正時に、特に5業種を対象にして規制が定められたポイントは、次のように整理されている。

- 取り扱われている動物の多寡
- 国民一般との接触や関係性の程度
- 飼養保管者の知識や能力等（信頼性等）
- 既存の法令による規制の有無
- 飼養保管に係る動物愛護管理上の問題の発生の有無

2 ネット販売などの仲介業に関する問題事例

インターネット等による動物の取引業者（仲介業者）とペット購入者の間に発生しているトラブルについて、行政機関や動物愛護団体等に寄せられている苦情や問題点は次のとおり。

苦情の種類	動物愛護関連	消費者保護関連	ネット販売に 顕著
購入した犬・ねこの病気等健康上の問題 （先天性疾患、ウィルス感染症、寄生虫等）			
幼齢動物の販売や月齢の詐称			
輸送のストレスによる衰弱等			
説明責任の不履行			
安易な飼養の助長			
血統書や予防注射証明書の不達			
購入契約動物と送付動物の齟齬（色、体重等）			
金銭上のトラブル			

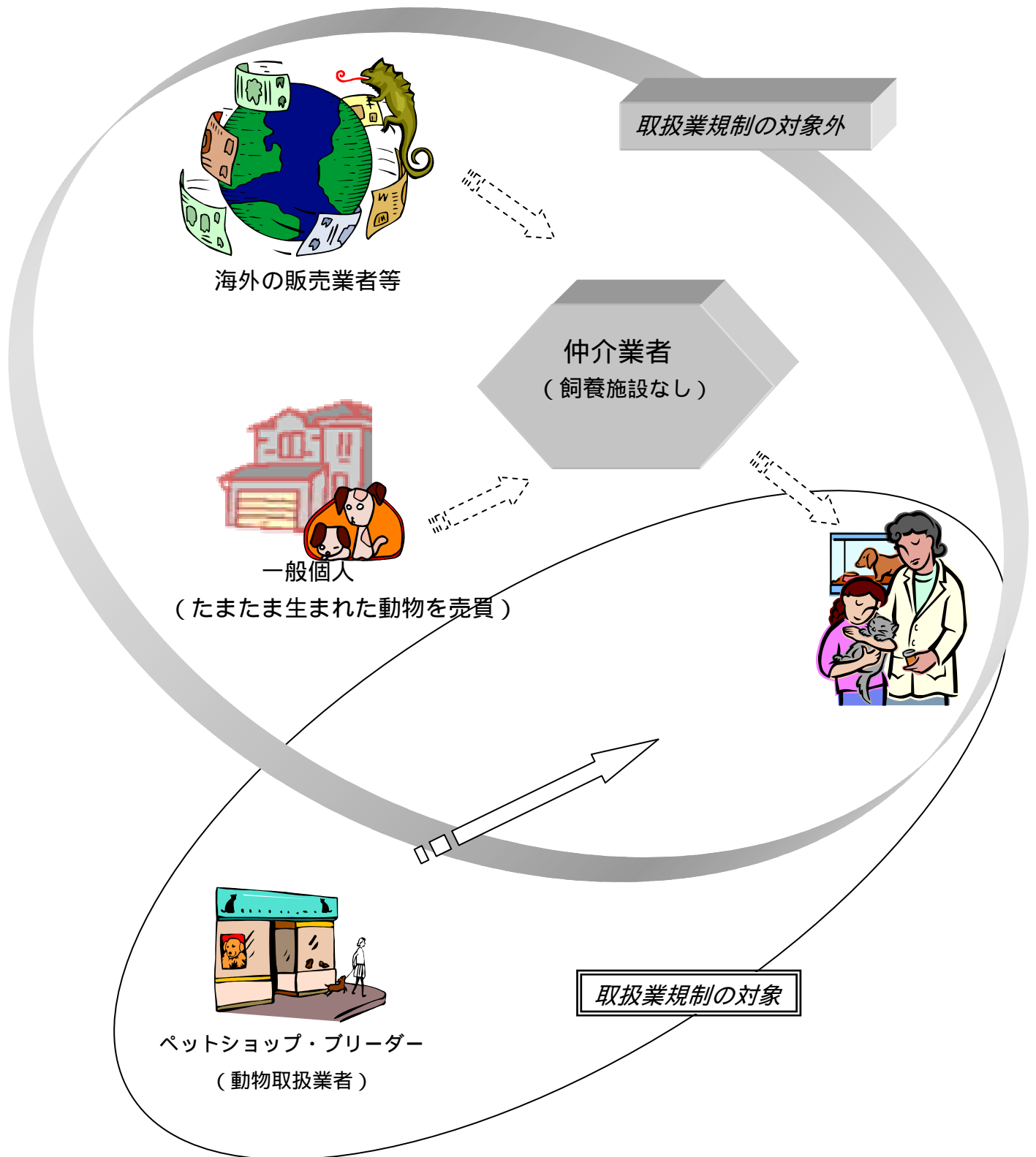
現在の動物取扱業規制は、動物を飼養保管する施設を有していること、継続反復していること、を必須要件としているため、次の業態は規制対象ではないこととされている。このため、実態把握が行われず、行政の介入による「動物の適正な取り扱い」を確保できない事態が生じている（別添模式図参照）。

飼養保管施設を有せず、飼養保管実態のない場合（インターネット等による仲介業者等）

業として行っているとはいえない場合（たまたま生まれた犬等を知人に譲り渡す行為等）

業の判断要件：当該行為の継続反復の程度、社会性(個人的趣味でないこと)等

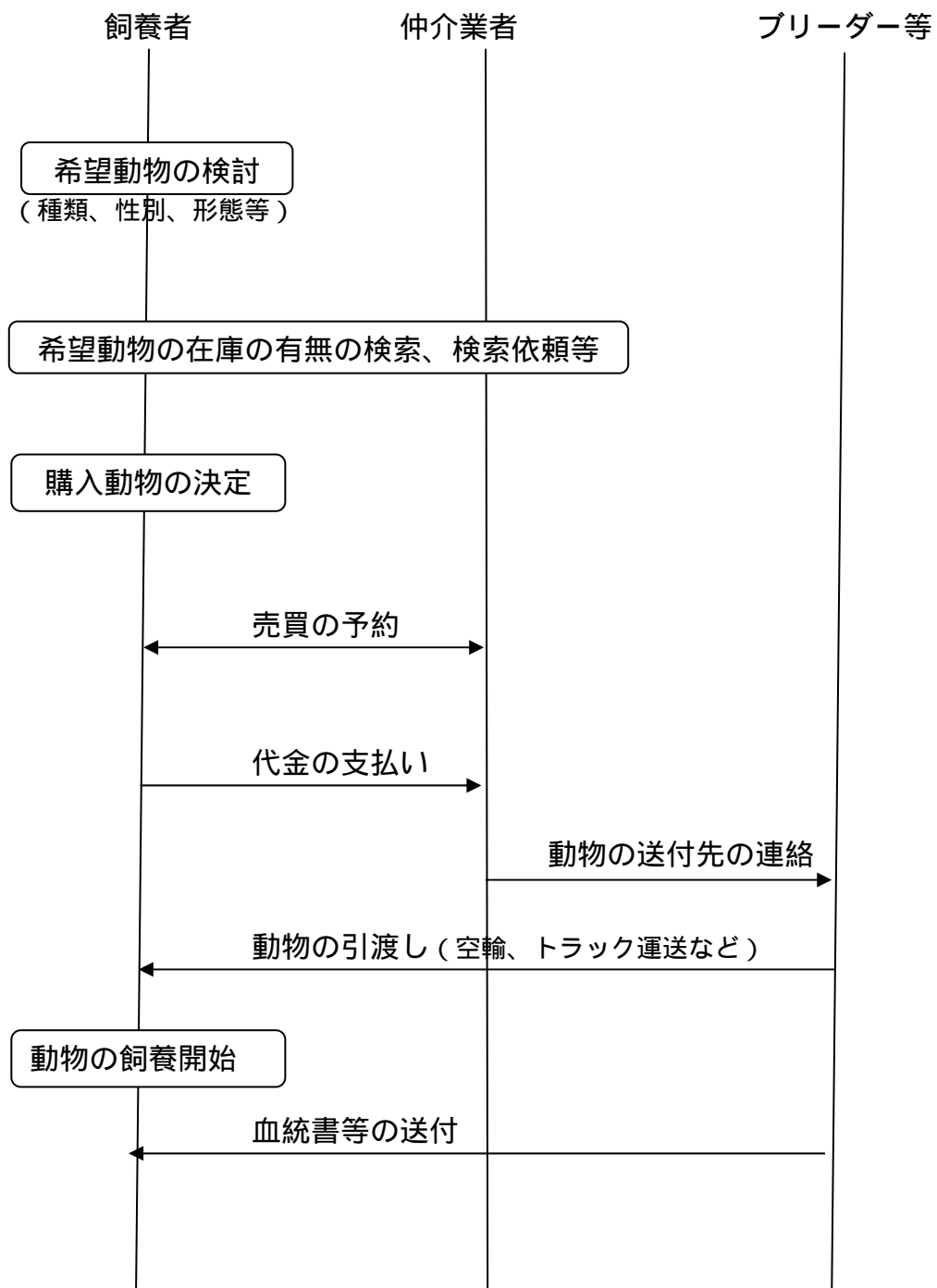
現在の動物取扱業規制では、実態把握等ができない場合の例（模式図）



「ペットショップ・ブリーダー」「仲介業者」「飼養者」という流れもある。

ネット等による動物販売の手順

飼養保管施設を持たない仲介業者等により、インターネット等を利用して、犬ねこ等の動物の販売が行われているが、その売買に係る一般的な手順は、次のとおりである。



訪問販売法に基づく、クーリングオフ（返品）制度あり。

動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準

平成12年6月30日

総理府令第73号

(用語)

第1条 この省令で使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)で使用する用語の例による。

(飼養施設の構造)

第2条 法第11条第1項の環境省令で定める飼養施設の構造に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 飼養する動物の種類及び習性等に応じた飼養場所を確保するため、次の要件を備えていること。
 - イ 個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたくなど日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を有すること。
 - ロ 排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備えていること。
 - ハ 過度なストレスがかからないような温度、通風及び明るさが保たれる構造であり、又はその ような状態に保つための設備を備えていること。
 - ニ 屋外又は屋外に面した場所にあつては、日照及び風雨等を遮る設備を備えていること。
 - ホ 疾病にかかり若しくは負傷した動物又は妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物を、必要に応じ適切に隔離できる設備を備えていること。
- 二 良好な衛生状態を維持するため、次の要件を備えていること。
 - イ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易であるなど衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。
 - ロ 衛生的な水を十分供給できる給水設備を備えていること。
 - ハ 洗浄及び消毒に必要な器具又は設備を備えていること。
 - ニ 飼料等を衛生的な状態で保管するための設備を備えていること。
 - ホ 汚物等を一時保管するためのふた付きの容器を備えていること。
- 三 飼養する動物の逸走及び事故を防止するため、次の要件を備えていること。
 - イ 飼養する動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて動物の逸走を防止できる構造及び強度であること。
 - ロ 床、内壁、天井及び附属設備は、突起物、穴、くぼみ及び斜面等で飼養する動物が傷害等を受けるおそれがないような構造であること。
- 四 次に掲げる動物取扱業者に係る飼養施設にあつては、前各号に掲げるもののほか、それぞれ次に掲げる要件を備えていること。
 - イ 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養する動物間での感染症や闘争の発生を防止するため、顧客の動物を個々に収容するための設備を備えていること。
 - ロ 展示業者にあつては、飼養する動物の習性及び生理に応じて運動場、水浴

び場、砂場、営巣場、休息場等の設備を備えていること。

(動物の管理の方法等)

第3条 法第11条第1項の環境省令で定める動物の管理の方法等に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 動物の種類、習性等に応じた飼養が行われるよう、次に掲げる方法により管理を行うこと。

イ 飼養する動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じた給餌及び給水を行うこと。

ロ 異種又は複数の動物を同一飼養施設内で飼養する場合には、飼養する動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争の発生を避けるようにすること。

ハ 疾病にかかり若しくは負傷した動物又は妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物については、隔離するなど過度なストレスがかからないようにすること。

ニ 親子共に飼養するなど、幼齢な動物の健全な育成及び社会化に努めること。

二 飼養する動物の衛生の確保並びに疾病及びけがの予防措置を講じるに当たっては、次に掲げる方法により管理を行うこと。

イ 新たな動物を飼養施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間他の動物と接触させないようにすること。

ロ 飼養する動物の疾病及びけがの予防並びに寄生虫の防除等日常的な健康管理に努めるとともに、動物が疾病にかかり又は負傷した場合には速やかに必要な処置を行うこと。

ハ 必要に応じて獣医師による診療及びワクチン接種が行われるようにすること。

ニ 飼養施設及び設備又は器具の清掃や消毒を定期的に行うとともに、飼養する動物の排せつ物その他の廃棄物を適正に処理すること。

ホ ねずみ及びはえ、蚊等の害虫の侵入を防止するとともに、必要に応じて駆除すること。

ヘ 動物の死体は速やかに適正に処理すること。

ト 飼養する動物を輸送する場合には、衛生管理及び事故防止に必要な措置を講ずること。

三 飼養する動物の逸走及び事故を防止するため、次に掲げる方法により管理を行うこと。

イ 飼養施設の日常的な管理及び保守点検を行うとともに、定期的に巡回を行い、飼養する動物の数及び状態を確認すること。

ロ 飼養する動物が逸走した場合の措置をあらかじめ定めておくこと。逸走した場合には、その速やかな捕獲等に努めること。

ハ 地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置をあらかじめ定めておくこと。緊急事態が発生した場合には、速やかに飼養する動物の安全確保に努め

ること。

四 取り扱う動物の適正な飼養及び管理の方法並びに飼養する動物に起因する感染性の疾病に関する知識を習得するとともに、動物を飼養し又は管理する従業員等に対しそれらを習得させるための措置を講ずること。

五 次に掲げる動物取扱業者にあつては、前各号に掲げるもののほか、それぞれ次に掲げる方法により飼養する動物の管理等を行うこと。

イ 販売業者にあつては、販売する動物の適正な飼養及び管理の方法並びに当該動物に起因する感染性の疾病に関する情報を購入者に提供すること。

ロ 販売業者にあつては、幼齢な動物については必要なワクチンの接種後に販売するように努めるとともに、その健康管理並びに健全な育成及び社会化に関する情報を購入者に提供すること。また、ワクチン接種済みの動物を販売する場合には、獣医師が発行した証明書類を添付すること。

ハ 販売のために動物を繁殖させる販売業者にあつては、遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めること。

ニ 貸出し業者にあつては、貸出し先において飼養する動物の健康及び安全の確保がなされるよう、契約等の際において当該動物の取扱い方法等についての情報を提供すること。

ホ 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養する動物を搬出する都度当該飼養施設の清掃及び消毒を行うこと。

ヘ 展示業者にあつては、飼養する動物の健康を保持するため、観覧者が展示動物にみだりに食物を与えることができないよう必要な措置を講ずること。展示動物に食物を与えることを観覧者に認める場合には、認められた食物以外の食物が与えられることのないようにすること。

ト 展示業者及び販売業者にあつては、観覧者又は顧客が飼養する動物に接触することを認める場合には、動物に過度なストレスがかからないよう、当該動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。